

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	地雷処理を行いつつ、その跡地一帯の貧農に対して米の二期作を奨励し貧困からの脱却に貢献することを目指すもの
	Conducting demining, JMAS will support needy farmers in/near the cleared area with advice for rice double cropping to spend stable lives.
(2) 事業の必要性と背景	2017 年 12 月、CMAA (Cambodia Mine Action and Victim Assistance Authority) は国際公約である 2025 年までに対人地雷全廃を目標とする 2018 年から 2025 年までの地雷処理要領を規定する「国家地雷処理戦略 (National Mine Action Strategy : NMAS)」を公表した。これを受けて CMAC も戦略構想を公表した。両文書の概要は次の通りである。 (ア) 国家地雷処理戦略 a 展望 安全に社会・経済が発展することに資するよう、2025 年までに地雷の脅威を除去しつつ不発弾の脅威を局限化すること b 具体的目標 (事業に該当する部分を記載) ○ 目標 1 : 2025 年までに判明している全ての地雷汚染地域の開放 ○ 目標 4 : 地雷等による被害者の局限化 ○ 目標 5 : 経済発展、貧困からの脱却に貢献 (イ) CMAC の戦略構想 (出典 ; 2018 年刊行の「地雷処理 25 年の軌跡とこれからの道のり」) a 残存する地雷・不発弾 ○ 全土で 2,067 km²の汚染地域 (内訳…地雷 : 871 km²、クラスター弾 : 710 km²、その他の不発弾 ; 486 km²) が存在。更に地雷・不発弾に汚染されている恐れのある地域で基礎調査 (Base Line Survey) を実施中 ○ 1992 年から 2019 年 11 月までに 1,920 km²の処理を行ってきたが、更に 2,067 km²の処理が必要 ○ 地雷、不発弾の存在は、住民が普通の生活を営む上で危険な存在であり、貧困からの脱却 (poverty reduction)、国土開発、経済発展への阻害要因 b 地雷処理等における課題 (一部の数値は最新のものに修正) 2018~2025 年までの 8 年間で対人地雷全廃を達成するためには、合計約 4 億ドル (約 440 億円)、毎年約 5,000 万ドル (約 55 億円) の予算が必要。他方、財政難のカンボジア政府は、この 2 割程度しか充当できず、約 8 割に相当する年間約 4,000 万ドルを外国の支援に依存。2018 年の外国からの支援額は 2,857 万ドル、2019 年は 3,111 万ドルであり、国家地雷処理戦略の最初の 2 年間で既に約 2,000 万ドル (約 22 億円) が不足。このため、政府はこの資金不足の問題を直視、2020 年からこれまで内戦後に残された大量の不法武器・弾薬等の回収にあたってきた警察や軍関係者約 2,000 人を動員することを検討中 (ウ) 2025 年までの処理目標達成のための処理加速化の必要性 当面の人的被害は減少したものの、残留する地雷原、不発弾汚染地域とその残存数は依然として膨大なものがあり、今後の基礎調査 (BLS) の結果によっては汚染地域が更に拡大することが考えられる。従って、2025 年までに国土を安全化するという国際公約達成には相当厳しいとみられる。

このため、前述の通り政府は現有の処理勢力に加え、警察や一部軍の勢力約 2000 人を新たに地雷処理活動に動員して、2025 年までの対人地雷全廃に向けた不退転の決意を滲ませている。特に CMAC は、(我が国の援助による) 機械の導入、地雷犬や地雷ネズミの導入・活用、不発弾処理チーム等の改編などを通じ、地雷処理の効率化・迅速化に努力をしている。JMAS に対しても機械力の導入、各種処理技術の組み合わせによる処理の効率化・迅速化を引き続き強く期待している。

(エ) 地雷・不発弾等の処理跡地利用の現状

JMAS はカンボジアにおける不発弾処理事業を 2002 年から、地雷処理事業を 2004 年から実施している。基本的な方向性としては、人道的観点から人的損害の減少を目標としてきた。近年人的被害は減少(報道ベースでは、国内における被害者数は 1996 年の 4,320 人から 2019 年の 77 人に減少)してきており、カンボジア政府は現在より上位の目的である貧困からの脱出、経済の発展に目を向けている。(別紙第 1～4 参照)

これに貢献するため、これまで実施してきた事業の跡地利用については、経済発展に寄与すべく灌漑事業構想や経済特区構想を有する地域を選定してきたところである。

現在実施中の地雷処理事業の事業地であるバンテアイミアンチェイ州マライ郡一帯の地価が現在では 5 万ドル/ha で分譲され、事業開始以前から比較すれば数十倍の上昇を見せている。また、地雷原跡地の農地化、国道沿いの土地の分譲地化、新たなバス路線の開設とともに、(自己資金による) 学校や簡易道路の建設等による民生の安定と相俟って、一定の経済的・社会的発展を促すことが出来た。

一方、急速に上昇する地価を見越した外国の合併企業による投機的な土地の買収や富裕地主による地価上昇を期待した意図的な土地の放置(未活用)が散見され、広大な地雷原が開放されるとの噂を聞きつけた多数の極貧住民が他州から流入して不法な集落を形成するなどの社会問題も一部で発生しており、無統制な開発によるネガティブな社会現象が散見されるに至っている。

更に、マライ郡の人口の約 80%が農業で生計を立てているという状況には変化がなく、そのうち土地を保有する自作農(富裕地主を含む)は僅か 5%で、地主から土地を借用する小作農が約 95%を占め、依然厳しい貧困状態に置かれている。最近の地価の上昇は、むしろ借地料の上昇となって小作農の生計を圧迫する傾向もみられる。

(オ) 事業地(スロラウチュラム村)における農業事情

マライ郡スロラウチュラム村は、2000 年頃から住民の入植が始まった比較的新しい村で、2015 年に政府から正式に村として認可を受けた。現在 186 世帯 768 名が暮らしている。この村は、マライ郡の中でも発展に取り残された村であり、開発が進まなかった主な要因は、村の北側に広がる広大な地雷原の存在で、これらの地雷原によって、同村は、最近発展の著しい国道 59 号線沿いの地域から離隔され、地域の発展から取り残されることとなった。簡易なラテライト道が、国道 59 号線と国道 5 号線の 2 方向に通じているが、何れも雨季には冠水・泥濘化して常続的な交通は途絶される。

スロラウチュラム村の村民 186 世帯は、ほぼ全世帯が農業で生計を立てている。スロラウチュラム村は、その北側に位置する大部分の地域では基礎調査(Base Line Survey)で地雷原と判定された地域であり、また南側はまだ調査が行われていないものの、恐らくその多くの部分が地雷原とみられる地

域である。そしてそのいずれも既に住民が危険を冒して農地化し、農業を営んでいる状況にある。

村の農家の平均的な土地所有面積は、2～3ヘクタールと言われ、本事業で処理する地雷原もこの様な零細自作農の農地によって所有されている土地である。この点、マライ郡の他の地域が、少数の富裕地主によって広大な農地が独占され、小作農に農作業を請け負わせている状況とは根本的に異なる。

スロラウチュラム村の約80%の農家は、稲作を実施しており、15%がキャッサバ、残る5%がトウモロコシを栽培している。2ヘクタールの農地で稲作をしている農家に確認したところ、年収は約600ドルであり、収入不足を補うため乾季には近隣の大都市又はタイへ出稼ぎに行っており、村民の平均年間収入は1,000ドル程度と見積もられ極貧状態にある。また、本地域は乾季における降水量が少なく、雨季のみ収穫が得られる状況にあり、溜池等のない現状では、米の二期作は困難な状況にある。

(カ) JMAS としての事業の方向性

JMAS としてはこれまでの事業においても経済的視点による跡地利用に取り組んできたものの、前述の通りその期待効果は当初の目論見と異なっている。現在、事業を実施しているマライ郡が作成した「投資促進3ヵ年計画(2018～2020)」によれば、マライ郡農業の課題として、①米その他の農作物の低い生産性、②出荷のための市場開拓の困難性、③農業における技術力の欠如などが指摘される一方、農業指導員や NGO 等から何らかの農業指導を受けている農民は、全体の僅か5.8%に留まっている。カンボジア政府が目標に掲げる貧困からの脱出に向けた具体的な施策は、地雷原周辺の村々にまでは、未だ殆ど届いていないというのが実態である。

●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性

持続可能な開発目標(SDGs)とターゲットについて、本事業は目標1、ターゲット1.bに該当する事業である。本事業は地雷処理を行いつつ、その跡地一帯に農業支援のためのインフラ整備を行うとともに、農業経営のノウハウを普及することにより、キャッサバ以外のより付加価値の高い農産物の生産を奨励し農家の高収益化を実現して、貧困の撲滅や地域の発展への貢献を実現する事業であり、目標1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困をおわらせる」と、ターゲット1.b「貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する」に該当する。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>

ジェンダー平等	環境援助	参加型開発／ 良い統治	貿易開発	母子保健	防災
アイテムを選択してください。	2:主要目標	アイテムを選択してください。	アイテムを選択してください。	アイテムを選択してください。	アイテムを選択してください。
栄養	障害者	生物多様性	気候変動(緩和)	気候変動(適応)	砂漠化
アイテムを選択してください。	アイテムを選択してください。	アイテムを選択してください。	アイテムを選択してください。	アイテムを選択してください。	アイテムを選択してください。

	参照 1 : https://one.oecd.org/document/DCD/DAC/STAT(2018)9/ADD2/FINAL/en/pdf (43 ページ～) 参照 2 (防災, 栄養, 障害者は以下を参照。) https://one.oecd.org/document/DCD/DAC/STAT(2018)52/en/pdf (6 ページ～) ●外務省の国別開発協力方針との関連性 援助方針の中目標のうち、重点分野として3つの中目標を記載しているところ、事業展開計画において、地雷処理は環境管理とともに中目標「ガバナンスの強化を通じた持続可能な社会の実現」の中に小目標として「公共財への取り組み」の項目に記載されている。【現状と課題】の項には「地雷除去に関しては、オタワ条約における2019年の撤廃目標は達成不可能とされるなど、地雷・不発弾は依然、生命・財産への脅威かつ開発の阻害要因となっている」と記載されており、脅威の除去とともに小規模ながら開発にまで関与する本事業は、本趣旨を反映し、これを一歩進めた形で具体化する事業といえる。また、本事業は最終的には農業振興を「産業振興支援」(中目標)のうち「農業振興、農村部の生計向上」(小目標)にも貢献しうる。 ●「TICAD VIおよびTICAD 7における我が国取組」との関連性 https://www.mofa.go.jp/files/000183834.pdf https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/ticad7/pdf/ticad7_torikumi_ja.pdf
(3) 上位目標	(ア) 国家地雷処理戦略に記載されている「2025年までに判明している全ての地雷汚染地域を開放する」とする目標達成に資すること (イ) 地雷原に土地を有する貧困地主に対して、農業の高収益化を実現し貧困からの脱却に寄与すること
(4) プロジェクト目標 (今期事業達成目標)	地雷による汚染度が高く住民の生活を困窮させている地域の処理を通ずる安全な処理要領への貢献と地域農業の育成 マライ郡の地雷処理を実施して農民の育成を行い貧農の高収入化に貢献する。
(5) 活動内容	JMAS は地雷不発弾処理から跡地の整地、農作物の栽培及び販路確保等の農業支援までの全般の計画を作成し、実施の際は適正な管理を実施します。地雷不発弾処理の専門家は、処理跡地を農業に必要なため池や整地を実施し農業環境の整備します。その後農業専門家と協力し地域住民と調整して地域に即した作物づくりから販路の確保までを支援する。処理地域については、各州単位で設置されている処理計画機関である PMAC (Provincial Mine Action Committee) や MAPU (Mine Action Planning Unit) の決定メカニズムに従い選定する。 (ア) 地雷処理・普及教育 (別紙第5参照) 統合地雷処理小隊及び各機能別チームにより、マライ郡トゥールポンロー・コミュニン、オーチュラン郡オーベイチャン・コミュニン及びスベイチェック郡スーラクラウ・コミュニンにおいて約 700 ヘクタール (230ha/年) の地雷原を処理する。なお、雨季にマライ郡で処理活動が出来ない場合に備え、別にスベイチェック郡スーラクラウ・コミュニンに約 35 ヘクタールの予備の地雷原を準備する。地雷処理実務を通じて、統合処理要領を OJT により教育する。2 年次以降についても十分に調整し、緊急性、公平

性、発展性を考慮し適正な地域を選定していく。また、対象者を毎年異なるチームとし 3 ヶ年間に務めて多くの隊員を教育していく予定である。

教育終了時には修了証書を付与し隊員の処理練度の目安になる指標にしていると同時に重複教育を避けることができる仕組みを提供する。

本格的な統合地雷処理教育は 2012 年からであり組織的で効率よく品質の高い処理について教育してきた。1 年間の被教育者は年度により異なるが平均約 40～60 名で 2020 年までの 8 年間で 320～480 名を教育してきた。CMAC の隊員は現在 1,700 名（以前は 2,000 名）であり直接的被教育者の割合は約 30%程度であり、引き続き教育することが望まれる。

(イ) 集合訓練・巡回指導

CMAC 隊員の処理技術の維持向上を図るため、集合訓練、巡回指導を、それぞれ 1 回/年程度実施する。

a 集合訓練

期間：約 2 日間（2021 年 2 月に実施予定）

内容：「統合地雷処理ハンドブック」に基づき、JMAS 事業サイトにおいて、統合地雷処理要領について実習させる。併せて、ドローンを使用して、総合地雷処理作業時における器材と人力の作業着手位置、指揮所の位置等の決定に必要な情報収集の要領を展示・説明して概要を理解させる。

参加者：25 名予定

b 巡回指導

時期：2021 年 7 月に実施予定

内容：全国の機動小隊や機能別チームを対象とし、視察と練度評価により成果を判定して、じ後の教育内容の資とする。この際、統合地雷処理教育を受講した小隊に対しては、密生林における処理実施上の留意事項を教育し、処理能力の拡充を図る。

(ウ) 危険回避教育

被害者の減少に寄与するため、危険回避教育を事業地近傍地域で、25 回／年程度を基準に総計約 1,500 人（目標として 100 名以上/月）を対象として実施する。

(エ) 農業支援

a 農業支援活動の全般行程

カンボジアの一般的稲作の作付けは雨期の 7 月である。そのため 2020 年 10 月開始予定である当該事業が、二期作を実施するためには、一期作目が雨季の時期である 2021 年 7 月となり 11 月に収穫（通常の稲作時期）、二期作目が乾季にあたる 2022 年 1 月にため池（2021 年 1 月構築を予定：同年 5 月からの雨季に水を貯める）を利用し水の供給を行い作付けを実施し 2022 年 5 月に収穫を行いこととなる。農業専門家は、地雷・不発弾専門家の指導により処理された汚染地域を農業環境に整備し以下の農業支援を実施する。

b 農業支援の実施要領（第 1 年次）（トゥールポンロー・コミュニケーション）

農業支援活動として次の様な活動を実施する。

- (a) 試験圃による実演栽培
- (b) 研修希望農家への巡回指導
- (c) 収穫物の販路確保のための農業協同組合の活動支援

c 各活動の実施要領

- (a) 試験圃による実演栽培と販路開拓（2021 年 1 月～）

地雷除去跡地に 1 ha の試験圃を設定し、水田耕作を実施し、農民に研修させる。この地の農家の改善事項については、試験圃で改善策を実施し研修効果を最大にする。試験圃の農作業は試験圃を提供した農家に実施させる。試験圃の設定場所は、一年次ごとに変更する。なお、肥料に関しては、現地日系肥料会社の実績や助言を活用し最適化する。

一回目の作付け開始は 2021 年 1 月（乾季）収穫 5 月

二回目の作付け開始は 2021 年 7 月（雨季）収穫 11 月

また、販路の開拓については、農業協同組合を組織し栽培品質を定めたり栽培方法を共有するな品質の安定化を図り、販売業者と交渉し安定的な価格を維持する等の試みを行う。

試験圃における研修項目は、以下のとおりである。

- ① 収支記録-----収支表の作成
- ② 生産データ管理----栽培計画や各結節における確実な記録
- ③ 品種選定-----栽培時期や販路に応じた品種の選定
- ④ 種子量-----過去の実績や他地域の情報から適切な種子量を決定
- ⑤ 種子選別-----優良種子の選別及び消毒
- ⑥ 土づくり-----予算に応じた土づくり
- ⑦ 耕起（深耕）-----適切な耕深になるように着意
- ⑧ 整地（均平）-----圃場内に高低差がある場合には、トラクター業者に均平作業を依頼
- ⑨ 水管理-----気象、圃場の状況、周辺農家の作付け状況等を考慮した水管理
- ⑩ 種まき-----圃場全体に努めて均等に直播
- ⑪ 肥料-----適切な時期に十分な肥料を施肥
- ⑫ 病害虫駆除-----適切な薬剤を使用、使用量を厳守、確実な保管管理
- ⑬ 雑草防除-----適切な薬剤を使用、使用量の厳守、確実な保管管理
- ⑭ 収穫-----適切な時期に収穫
- ⑮ 販売-----できうる限り、販路の開拓を支援する。

(b) 巡回指導（2020 年 10 月～）

地雷原跡地に土地を保有する農家で希望する者に対しては、農業専門家が訪問する巡回指導を実施する。巡回指導の結果は翌年時以降の試験圃研修に反映させる。

(c) 農業協同組合の活動支援（2021 年 1 月～）

村が主動して行う農業協同組合の結成を援助するとともに、良心的なコメの精米業者、買取業者の開拓を開始する。

イ 第 2 年次事業（処理後の適地を予定）

- ☐ 第 1 年次と同様に試験圃を運営する。
- ☐ 第 1 年次と同様に巡回指導を実施する。
- ☐ 農業協同組合の活動を支援する。
- ☐ 二期作を希望する農家を育成する。

ウ 第 3 年次事業（処理後の適地を予定）

- ☐ 第 2 年次に準じて各活動を実施する。

各作物の比較 (マライ郡の平均的な 1 ヘクタール当たりの年間数値)					
作物	収穫量／ 年	買取価格／ kg	売上／ha	所要経費	年収益 ／ha
キャッサバ	8.4 t	0.10 \$ / kg	840 \$	500 \$	340 \$
大豆	2.8 t	0.375 \$ / kg	1,050 \$	558 \$	492 \$
トウモロコシ	3.5 t	0.25 \$ / kg	875 \$	329 \$	658 \$
米 (二期作)	2.0 t×2	0.3 \$ / kg	1,200 \$	300 \$×2	600 \$

裨益者の総計 (各年次共通)

直接裨益者数：総計約 50 名 (地雷処理対象地の所有者)

間接裨益者数：総計約 8,500 名 (地雷処理対象地コミュニティの人口)

(ア) 第 1 年次

a 地雷処理

○ CMAC 隊員

OJT：1 コ統合地雷小隊及び支援機能チームの隊員 43 名

集合訓練：CMAC から抽出された小隊各級指揮官の 25 名

巡回指導：CMAC の 6 個地雷処理小隊(任意抽出)の約 150 名

○ 住民

直接裨益者数：50 名 (スロラウチェラム、バンスウ村等)

間接裨益者数：8,525 名 (トゥールポンロー、スーラクラウコミュニティ等の人口)

○ 危険回避教育 (理解度をアンケートで確認)

直接裨益者数：約 1,500 名

b 農業支援 (巡回指導農家数)

15～20 コ農家 (MAPU の処理地割り当てにより対象農家を定める予定)

(MAPU (Mine Action Planning Unit)：MAPU は各州における処理計画の作成、各コミュニティの開発計画と処理機関に対する処理地雷原配分の調整、処理活動状況の把握、処理跡地の土地利用状況の確認等を行う組織)

(イ) 第 2 年次(地雷処理に関わる住民の裨益者数は推測)

a 地雷処理

○ CMAC 隊員

OJT：1 コ統合地雷小隊及び支援機能チームの隊員 43 名

集合訓練：CMAC の全地雷処理小隊各級指揮官の 25 名

巡回指導：6 個 CMAC 地雷処理小隊(任意抽出)の約 150 名

○ 住民

直接裨益者数：約 50 人 (地雷処理対象地の所有者)

間接裨益者数：約 8,500 人 (地雷処理対象地コミュニティの人口)

○ 危険回避教育

直接裨益者数：約 1,500 名

b 農業支援 (育成農家数)

10～20 農家

(ウ) 第 3 年次(地雷処理に関わる住民の裨益者数は推測)

a 地雷処理

○ CMAC 隊員

OJT：1 コ統合地雷小隊及び支援機能チームの隊員 43 名

	集合訓練：CMAC の全地雷処理小隊各級指揮官の 25 名 巡回指導：6 個 CMAC 地雷処理小隊(任意抽出)の約 150 名 ○ 住民 直接裨益者数：約 50 人（地雷処理対象地の所有者） 間接裨益者数：約 8,500 人（地雷処理対象地コミュニティの人口） ○ 危険回避教育 直接裨益者数：約 1,500 名 b 農業支援（育成農家数） 10～20 コ農家
(6) 期待される成果と成果を測る指標	(ア) 期待される成果 a カンボジアの地雷戦略の 2025 年までに地雷全廃を目標にしているが、資金不足や人手不足の様相である。これまで JMAS では、各種地形・植生に応ずる統合処理要領を CMAC に普及させており、質の高い処理要員による地雷処理の効率化・加速化が図られ、カンボジアの目標達成に大きく貢献することができる。そのため可能な限り 2025 年まで教育を続けることで更に大きな役割を果たすことができる。更に 2025 年の目標を掲げた時から更に汚染地域も発見されているという情報もあり、仮に 2025 年までに全廃が難しかった際にも質の高い処理隊員が存在することによりカンボジア国の安全な国造りに貢献できるものと考えられる。 b 農業支援事業により収益が向上し、地雷除去と相俟って安全な生活を営みつつ貧困から脱却できる可能性が高くなる。 (イ) 成果を測る指標 a 地雷除去に関する技術的成果については、地雷処理実務開始前に各級指揮官（小隊（班）長）及び隊員の素養試験を行い、当初の能力を把握するとともに、教育間に適宜の（実技）試験等により練度把握に努めつつ、教育修了時に修了試験（合格点 70%以上）を実施して教育成果を計数的に評価する。教育では修了試験 70%以上をとることを指標とする。 b 地雷処理については、処理面積の達成状況及び跡地の事故発生件数で評価する。地雷・不発弾の処理面積は、230ha の面積を処理することを指標とする。 c 集合訓練、巡回指導は以下の者を教育することを指標とする。 集合訓練：CMAC の全地雷処理小隊各級指揮官の 25 名 巡回指導：6 個 CMAC 地雷処理小隊(任意抽出)の約 150 名 d 危険回避教育については、アンケートで教育内容を理解をしていることを指標とする。 e 農業支援事業については以下で評価する。 ・収益：試験圃における 1 ヘクタール当り収穫量と収益でマライ郡の平均値である 1 期あたり 2.0 トン（300 \$/ha）を上回ることを試験圃での指標とする。 【解説】2020 年 10 月開始する事業で二期作を実施するには、乾季である 2021 年 1 月にため池を活用し一期作目の作付け作付けし 5 月収穫し、二期作目として 2021 年 7 月の雨季に作付けする必要がある。このように作付け及び収穫時期が事業年とずれているので 1 年次終了時は一期作目の作付け収穫及び二期作目の作付けまでとする。そのため、一期作あたりは 2.0 トン（300 \$/ha）である。また二期作目の収穫は 2021 年 11 月頃（2 年次）となり二期作合計で 2.0 トン

	(600 \$/ha) の収益となる。 ・巡回指導：農家数 15～20 戸農家（各年次共通）以上を指導することを指標とする。 ・育成：地雷原跡地において新たに二期作を実施した農家（試験圃で研修した以外の農家）10～20 戸（第 2～3 年次）以上を指標とする。
(7) 持続発展性	(ア) 本事業における処理技術を CMAC 隊員が習得することにより、機械処理を含む統合地雷処理に精通できることから、CMAC があらゆる地域における地雷処理を効果的に実施できるようになり、これまでの事業において要請した教官の存在と相俟って、JMAS 撤退後には如何なる地域においても CMAC 独自による継続的な統合地雷処理が可能となり、処理の迅速化を図ることができる。 (イ) 農業支援を通じ、期間中に研修を受けた農家が自立して付加価値の高い農産物を育成・出荷による高収益化が実現し、協同組合的な経営手法の確立とともに、他の貧困農家にそのノウハウが波及することにより、長期的観点から地域振興を通じ発展のスパイラルが構成される。

(ページ番号標記の上、ここでページを区切ってください)